

船員災害防止活動の促進に関する法律

1. 案内情報

手続名	:	船員災害防止協会の解散に係る財産処分の方法の認可
手続根拠	:	船員災害防止活動の促進に関する法律第53条第1項
手続対象者	:	精算人
提出時期	:	総会の議決後
提出方法	:	財産処分の方法を定め、厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出する。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	なし
申請書様式	:	なし
記載要領・記載例	:	なし

2. 窓口情報

提出先：国土交通省海事局船員部労働基準課
受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口：上記提出先

3. 手続情報

審査基準	:	—
標準処理期間	:	—
不服申立方法	:	—